



松本市、塩尻市及び安曇野市における 営業時間の短縮等の要請の期間を延長します

飲食店での飲食を起因とする感染を抑制するとともに、人流を抑制し、これ以上の感染拡大を未然に防ぐ観点から、松本市、塩尻市及び安曇野市における営業時間の短縮等の要請の期間を延長します。

1 感染の状況等

- 松本圏域における直近1週間(8月16日~22日)の新規陽性者数は298人、人口10万人当たりでは70.28人と、特別警報Ⅱ発出時の直近1週間(8月4日~10日)と比較して3.0倍となっており、感染が激増しています。
- 帰省や仕事などによる県外往来歴がある陽性者から家族や職場の同僚に感染が拡大する事例が後を絶たないほか、学校の部活動や飲食店での飲食が原因と疑われる感染事例が発生しています。
- 8月20日には「医療非常事態宣言」を発出するとともに、全県の感染警戒レベルを5に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出し、県民の皆様のご協力をいただきながら、県として全力を挙げて対策を講じていますが、全県の確保病床使用率は53.3%(R3.8.22時点)と医療提供体制に大きな負荷がかかっています。
- このため、松本市、塩尻市及び安曇野市において、8月24日までとしていた営業時間の短縮等の要請の期間を9月7日まで延長します。

2 営業時間の短縮等の要請の期間延長

- 飲食店での飲食を起因とする感染を抑制するとともに、人流を抑制し、これ以上の感染拡大を未然に防ぐ観点から、別紙のとおり酒類の提供を行う飲食店等に対する施設の使用制限・停止(休業・営業時間短縮)についての協力要請の期間を延長します。(特措法第24条第9項)

※ 期間以外は令和3年8月11日の要請内容と同様です。

新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷は絶対にやめてください。

新型コロナへの感染は、注意していても完全に防ぐことはできません。仕事や家庭の事情等で緊急事態宣言発出地域等から来県される方もいらっしゃいます。様々な理由によりワクチン接種を受けられない方もいます。

差別や誹謗中傷を恐れた受診控えなどは、かえって感染の拡大にもつながりかねません。

「思いやり」の心を持ち、「支えあい」の輪を広げ、県民みんなでこの危機を乗り越えていきましょう。

信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

長野県 危機管理部
 消防課 新型コロナウイルス感染症対策室
 (室長) 湯沢 秀保 (担当) 北澤 浩
 電話 026-232-0111 (内線 4705)
 FAX 026-233-4332

松本市、塩尻市及び安曇野市における営業時間の短縮等の要請について

1 要請期間

9月7日まで（当初の要請期間は8月24日まで）

2 対象地域

松本市、塩尻市、安曇野市

3 要請内容

種 類	区 分	要請の内容	
接待を伴う飲食店、飲食店（酒類の提供を行うものに限る） （特措法施行令第11条第1項第11号に該当する施設）	「信州の安心なお店」 認証店	営業時間短縮 （5時～20時） （特例あり※）	
飲食店等（酒類の提供を行うものに限る） （特措法施行令第11条第1項第14号に該当する施設）	「信州の安心なお店」 非認証店	ガイドライン 遵守	営業時間短縮 （5時～20時）
		ガイドライン 非遵守	休 業

※「信州の安心なお店」認証店における特例

- ・ 認証店は、20時以降も営業を継続するか、時短要請に応じるかを選択できます。（営業を継続した場合は協力金の支給対象外です。）
- ・ 営業を継続する場合は、20時以降は、1グループは「同居家族又は4人以内」、利用する時間は「2時間以内」に限定します。
- ・ 営業を継続する認証店の皆様に対しては、要請期間中に巡回し、対策状況を確認します。
- ・ 新たに認証申込があった場合は速やかに確認し、認証手続きを進めます。

なお、「信州の安心なお店認証制度」は認証店における新型コロナウイルス感染のリスクゼロを保証するものではありません。

引き続き、県の要請に応じて営業時間の短縮等を行った事業者には協力金を支給します

【全体】

- 売上げ規模に応じて支給（2.5～7.5万円/日）※中小企業の場合

【信州の安心なお店認証店（特例）】

- 既に（8月13日以前に）認証されている事業者様
20時以降も営業を継続するか、全期間時短要請に応じるか、原則として要請開始日に選択していただく（要請期間中（延長期間中含む）に変更することはできません）
- 要請期間中（延長期間含む）に新たに認証された事業者様
認証日まで：時短要請に応じていただく（協力金の対象）
認証日：20時以降の営業継続か、時短要請に応じるか選択いただく


営業時間の短縮等の要請対象地域等 (R3. 8. 23 現在)


1 営業時間の短縮等の要請対象地域

圏域	対象市町村	要請期間
佐久	小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、立科町	8/9～9/1
上田	上田市、東御市、青木村、長和町（圏域内全域）	8/9～9/1
諏訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村（圏域内全域）	8/16～8/26
上伊那	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村（圏域内全域）	8/26～9/5
南信州	飯田市	8/22～9/1
木曾	—	—
松本	松本市、塩尻市、安曇野市	8/14～9/7
北アルプス	白馬村	8/24～9/3
長野	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村	8/19～8/29
北信	中野市、山ノ内町	8/22～9/1

(36 市町村)

2 感染警戒レベルの状況等

・・・感染警戒レベル5 + 営業時間の短縮等の要請対象地域

・・・感染警戒レベル5の地域

